

## 東かがわ市告示第4号

令和6年能登半島地震による市営住宅の一時使用取扱要綱を次のように定める。

令和6年1月15日

東かがわ市長 上村 一郎

### 令和6年能登半島地震による市営住宅の一時使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により自ら居住する住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対する緊急避難措置として、東かがわ市営住宅条例（平成15年東かがわ市条例第129号。以下「条例」という。）に係る市営住宅（駐車場を含む。以下同じ。）の一時使用に関し、東かがわ市公有財産管理規則（平成15年東かがわ市規則第36号。第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(行政財産の目的外使用許可)

第2条 市営住宅の一時使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。

(一時使用市営住宅)

第3条 対象となる市営住宅は、市長が被災者のために一時使用の用に供することを認める市営住宅（以下「一時使用市営住宅」という。）とする。

(使用者の資格)

第4条 一時使用市営住宅を使用できる者は、被災者として市町村が発行する罹(り)災証明書等で証明された者とする。

2 条例第7条第1項第1号から第6号及び同条第2項に規定する要件は、問わないものとする。

3 一時使用市営住宅を使用しようとする者及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者とする。

(一時使用の申請及び許可)

第5条 一時使用市営住宅を使用しようとする者は、規則第18条第2項に規定する申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 市町村が発行した罹(り)災証明書
- (2) 誓約書(別記様式)
- (3) 規則第20条の2第2項に規定する使用料の減免の申請書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに一時使用の許可を決定し、必要な条件を付して申請者に通知するものとする。

(一時使用の期間)

第6条 一時使用の期間は、許可の日から6月以内とする。ただし、前条第2項の規定による許可を受けた者の住宅に困窮する実情などを勘案し、市長が必要と認める場合は更新することができるものとする。

2 前項に定める一時使用許可の更新は、当初の許可日から2年を超えない範囲とする。

(使用料)

第7条 使用料は、当初の許可日から1年間は免除し、2年目は減免するものとする。

2 免除期間経過後の使用料は、条例第15条、第17条、第50条及び第51条の規定を準用して算出する。ただし、条例第15条第4項の特定公共賃貸住宅については、同条第1項から第3項の規定を準用して算出するものとする。

3 使用料の減免額については、東かがわ市営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱(平成15年東かがわ市告示第75号)第2条に規定する別表備考2の減免率を適用する。ただし、駐車場の使用料の減免率は、50%とする。

4 前項の規定による使用料の納付は、納入通知書により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月15日から施行する。

誓 約 書

この度の東かがわ市営住宅の一時使用に際し、次のとおり誓約します。

- 1 この度の使用は、緊急避難措置の一時使用であるという趣旨を踏まえ、必ず使用期間満了日に住宅を原状に回復して退去します。
- 2 原状回復を行う範囲については、異議なく確認しており、退去確認には必ず立会を行います。ただし、やむを得ず立会できない場合は、市に一任します。
- 3 自ら原状回復ができない場合は、市が算定する見積金額（修繕費及び残品撤去・処分費）を異議なく支払います。
- 4 私及び同居親族は、市営住宅内において、犬・猫・鶏等の飼育をいたしません。
- 5 私及び同居親族が、所有する自動車については、消防車・救急車等緊急車両の通行を妨げるような駐車は一切いたしません。
- 6 私及び同居親族は、暴力団員ではありません。暴力団員であることが判明した場合は、速やかに市営住宅を明け渡します。

また、暴力団であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

年 月 日

申請する市営住宅 団地 棟 号

申請者名 ㊞

東かがわ市長

殿